

津市上下水道事業訓で定める申請書等への押印の特例

令和３年３月３０日上下水道事業訓第２号

(趣旨)

第１条 この訓は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、上下水道事業訓で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の省略)

第２条 上下水道事業訓で定める申請書等であって、上下水道事業訓により押印を要するとされているもののうち、上下水道事業管理者が別に定めるものについては、当該上下水道事業訓の規定にかかわらず、押印すべき者（法人その他の団体にあつては、代表者に限る。）が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

２ 前項の規定にかかわらず、上下水道事業管理者が別に定める申請書等については、氏名を自署しない場合であっても、押印を省略することができる。

附 則

この訓は、令和３年４月１日から施行する。